平成２３年（フ）第４１９１号
大阪府東大阪市友井３丁目４番23号　勝和園３号
債務者　松下　壽美
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３２８号
大阪府豊中市庄内栄町４丁目19番17号
債務者　市原みちよ（旧姓古田）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３６０号
大阪市東淀川区南江口３丁目１番27―316号
債務者　下園　和子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３８１号
大阪府茨木市真砂２丁目14番18号
債務者　福盛美佐穂
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３８２号
大阪市此花区梅香３丁目２番２―103号
債務者　佐々木綱子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３８３号
大阪市此花区梅香３丁目２番２―103号
債務者　前田　博機
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３９１号
大阪市東成区大今里南３丁目12番４号
債務者　榎本　啓子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３９９号
大阪府大東市氷野３丁目11番50号　レスタージュ住道515号
債務者　中原　博和
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４０３号
大阪市平野区長吉長原東３丁目９番25―408号
債務者　増田　眞介
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５００号
大阪市福島区大開４丁目１番10―1109号
債務者　吉岡　守三
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５２９号
大阪府門真市下島町11番１号
債務者　諫早　　恵（旧姓中濱）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５３６号
大阪市住之江区浜口西３丁目５番27―402号
債務者　松島　清子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５３７号
大阪府東大阪市瓢箪山町３番５号　瓢箪山ハイツ306
債務者　岡田　崇杉
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５４１号
大阪市東淀川区小松３丁目１番２―908号
債務者　若畑　伸一
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５４３号
大阪府寝屋川市点野６丁目２番15―405号
債務者　髙田　浩史
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５４９号
大阪府東大阪市長堂３丁目17番31号　布施オーク５―203号
債務者　西尾　一彦
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２８号
北海道旭川市東光12条１丁目２番23号　グリーンイースト１階５号室
債務者　大槻　直子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３４号
北海道旭川市永山３条５丁目１番13号　高田２戸借家Ｃ―１号室
債務者　太田　貴暁
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部